

証明願に必要な手続き方法

必要書類等 証明願、委任状、免許証(本人確認のため)

願出人が相続人の場合は、相続確認資料を添付。(コピー可)

代理人の場合は、身分証明書の提示が必要。

(* 願出人の住所が許可当時の譲渡・受人の住所と違う場合、同一人物の確認のため、住民票など(コピー可)を添付していただきます。)

【証明願の記入方法】

本様式を印刷して、手書きにて記入してください。提出は、1部になります。

なお、事前に証明願の内容(譲渡・受人の住所、氏名、申請日、許可日・番号、土地の表示等)が分かる場合は、記入して下さい。不備がある場合は、訂正していただきます。

- 1) 「願出人になれる方」が委任状などの必要な書類及び本人確認用の書類を窓口を持参いただき、本人確認が出来た場合、窓口で許可書(届出受理通知書)を閲覧していただきます。その場で、該当する案件の許可日、許可番号、土地の表示、契約の種類、転用目的を証明願に転記願います。
- 2) 証明が必要な理由については、記入例を参考にしてください。
例...地目変更手続きにあたり、当時の許可書(届出受理通知書)を紛失し、証明願が必要なため。

【留意点】

- 1) 農業委員会の窓口にて、『願出人になれる人』の本人確認をさせていただいたうえ、農業委員会の窓口で証明願の用紙に内容を転記していただきます。(事前に証明願の内容が分かる場合は、この限りではありません。)
『願出人になれる人』
許可申請(届出)に基づく譲受人、または譲渡人
上記 の人から委任を受けた人(委任状が必要です。)
上記 の人の相続人等(相続確認資料の添付が必要です。)
押印は、実印でお願いします。但し、委任状以外は認印も可能です。
- 2) 過去に許可申請(届出)に記載された内容に基づいた、証明願です。
- 3) 交付までの日数
願出人になれる人が窓口に来た場合、即日交付します。(多少時間をいただきます。)